

“いざ”というときの 備えを大切に！

災害時に備えて、非常用品を備えておきましょう。また、飲料水や非常食については賞味期限を確認し、日ごろの食生活に利用しながら保管しましょう。

最低限準備しておくもの

- 懐中電灯 (予備の電池や電球も)
- 携帯ラジオ (AM・FM 聞けるもの。予備の電池も)
- 救急医薬品 (消毒薬や絆創膏、各自必要とするもの)
- 水 (1人1日3ℓが目安。ポリタンクへの汲み水のほか、風呂桶への貯水も習慣づける)
- 非常食品 (調理不要の缶詰や乾パン、レトルト食品やカップ麺なども)
- 貴重品 (預金通帳や健康保険証など持ち出せるように)
- 着替え (長袖・長ズボンも)
- その他 (ライター・マッチ、ろうそく、ビニール袋、軍手、タオル、ティッシュなど)

災害発生から最低3日分の非常食および飲料水を準備しておく必要があります。家族構成などを考え、家族で話し合い、すぐに持ち出せるように準備しておきましょう。



防災無線は聞こえますか？

避難勧告や避難指示、気象情報など災害に関する情報は、まずは「防災無線」で皆さんへお知らせします。

ご家庭の「受信機」は聞こえますか？町では毎日、正午と午後6時の時報（音楽）を防災無線でお知らせしています。日ごろから受信の状況を確認してください。停電時のために、年に一度は受信機の電池を交換しましょう。

また「聞こえない」「雑音が入る」など受信の状況が悪い場合は、「受信機」と「電源コード」を持参のうえ、総務課交通防災係までおいでください。

お問い合わせ ● 総務課交通防災係 ☎ 76-2611



風水害の災害にも備えを

風水害は、強い風と大雨が同時に起こることによる災害で、主に台風によって起こります。最近では「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的豪雨による被害も発生しています。多古町では、近年は大きな風水害はありませんが、平成8年9月に発生した台風17号では、大雨による増水で、一部地域が床上浸水の被害を受けました。風による被害では、建物などの損壊や停電なども起こるため、注意する必要があります。

個人個人の意識を高め、日ごろからの災害に対する心掛けも必要です。最新の天気予報で情報を確認し、被害を最小限に止めるようにしましょう。



雨や風が強くなる前に！

- ① 風で飛びそうなものを片付ける。
- ② 倉庫などのトタン屋根を補強する。
- ③ 外出を控える。
- ④ 川や用水路などには近づかない。



平成21年8月の台風11号により倒木した日枝大神(坂)の御神木

消防本部より

地震発生！ 二次災害を防ぐ10のポイント

香取広域市町村圏事務組合消防本部・消防正監
紀伊元 隆一 消防長



甚大な災害をもたらした東日本大震災ですが、当管内において地震に起因する火災は幸いにして1件も発生しませんでした。しかしながらご存じのとおり、液状化現象による家屋の倒壊や、電線・水道管の断裂、道路および橋脚の沈下や隆起でライフラインが寸断され、社会生活が大きく麻痺してしまいました。消防では地震発生直後に全職員の招集を実施し、不測の事態に対応すべく体制を整えと共に、消防団と行動を緊密に連携して地域の細部に至るまで被害調査を実施し、被害の拡大を防ぐことに傾注しました。

また、地震に起因した救急事故が20件発生（香取広域管内）しましたが、特徴的だったのは屋根瓦修理中の屋根からの転落者が13人おり、不幸にして1の方が亡くなってしまったことです。災害時の自助、共助による活動はおのずと知れたことですが、事故に発展してしまえば、効果の無い行動になってしまいますので注意が必要です。

地震が起こったときの行動として、基本的な10のポイントを心掛けてください。

① **グラツときたら身の安全**…地震時は、まず身の回りの安

全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。② **落ち着いて火の元確認、初期消火**…火を使っているときは、揺れがおさまってから慌てず火の始末をする。もし出火しても、火が小さい時は、落ち着いて消火する。③ **慌てた行動はけがのもと**…屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。④ **窓や戸を開け出口を確保する**…揺れがおさまった時に避難できるように出口を確保する。⑤ **慌てて外に飛び出さない**…瓦・窓ガラス・看板などが落ちてくるので注意する。⑥ **門や壁には近寄らない**…屋外で揺れを感じたらブロック塀などに近寄らない。⑦ **正しい情報、確かな行動**…テレビ・ラジオ・消防署・行政などから正しい情報を得る。⑧ **確かめ合おう、わが家の安全、となりの安否**…わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。⑨ **協力し合って救出、救護**…倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し救出、救護する。⑩ **避難の前に安全確認、電気・ガス**…避難が必要なときは、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。

二次災害は未然に防ぐことができます。まず落ち着いて行動することがもっとも大切なことです。

耐震

調べて安心わが家の耐震

震度6以上の巨大地震が発生したとき、もしかしたら逃げる間もなく古い家は一瞬で崩れ落ちるかもしれません。わが家の耐震を知っておきましょう。

町では、耐震診断と耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。また被災した住宅の建て替えや補修、住宅購入の資金を金融機関から借り入れた方に利子の一部を補助します。

■木造住宅耐震診断補助金

- 昭和56年5月以前に建築着工された自己が所有し、かつ居住している木造住宅（併用住宅の場合は居住部分が延べ床面積の1/2以上のもの）の耐震診断を実施する方
- 補助率 1/2 ● 上限 4万円

↓ 改修が必要だと診断されたら…

■木造住宅耐震改修補助金

- 昭和56年5月以前に建築着工された自己が所有し、かつ居住している木造住宅（併用住宅の場合は居住部分が延べ床面積の1/2以上のもの）であり、その耐震診断結果が「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅を「倒壊しない」または「一応倒壊しない」のレベルまで耐震性能を向上させる改修を実施する方
- 補助率 1/3 ● 上限 50万円

■被災者住宅再建資金 利子補給事業

- 東日本大震災で被災した自己または親族が所有し、かつ居住している住宅の建て替えや補修、またはそれに代わる住宅の購入を町内で行うため、その資金を金融機関から借り入れた方
- 利子補給対象借入金範囲 100万円～500万円
- 利子補給率 2%
- 利子補給期間 5年

お問い合わせ ● 都市整備課都市計画係 ☎ 76-5407